

～とも育ちを实践し、

輝くこどもをみんなで育てる “まゆっこのまち” ～

岡谷市こども計画

(第2次子ども・若者育成支援計画)

第3期岡谷市子ども・子育て支援事業計画

2025年度～2029年度



プラットフォーム (1951年) 武井武雄

長野県岡谷市

『とも育ちを実践し、 輝く子どもをみんなで育てる“まゆっこのまち”』をめざして

次代を担う子どもたちは、一人ひとりが可能性に満ちたかけがえのない存在であり、その健やかな成長は家族の喜びであり、また社会の礎となるものです。

しかしながら、近年、新型コロナウイルス感染症の流行や、デジタル化の急速な進展、経済的格差の拡大など社会情勢が大きく変化し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境にさまざまな影響をもたらしています。また、わが国においては、少子化の進行や人口減少に歯止めがかからず、持続可能な社会を将来にわたって維持するための取組が重要となっています。

このような背景を受け、国では令和5年4月に「子ども家庭庁」を設置するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくため、「子ども基本法」を制定、施行しました。また、この法律に基づき、「子ども大綱」が策定され、子ども施策に関する基本的な方針、子ども施策に関する重要事項、子ども施策を推進するために必要な事項等が定められました。

本市では、第5次岡谷市総合計画後期基本計画において、『子育てしやすい環境の充実—とも育ちを実践し、輝く子どもをみんなで育てる—』を重点プロジェクトの一つに位置づけ、結婚・妊娠・出産・子育て・教育までの一貫した包括的な子育て支援に取り組み、子育てしやすいまち、住んでみたいまち、住み続けたいまちの実現をめざし、総力を挙げて取り組んでいます。

このたび策定しました「岡谷市子ども計画」は、「子ども大綱」において示された「子どもまんなか社会」の趣旨を踏まえ、基本理念に『とも育ちを実践し、輝く子どもをみんなで育てる“まゆっこのまち”』を掲げることとしました。また、「子どもの権利擁護と自分らしい成長への支援」を重点項目とし、すべての子どもに寄り添った支援を行います。

多くの人や資源が結びついてともに育ちあうまち、輝く子どもをみんなで育てるまちをめざして、各種施策を展開してまいりますので、市民の皆様には今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました「岡谷市子ども・子育て支援審議会」の皆様をはじめ、ご協力を賜りましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

岡谷市長 早出一真



目次

第1章	計画の策定にあたって	
	1. 計画策定の背景	2
	2. 計画の性格と位置づけ	3
	3. 計画の期間	4
	4. 計画の対象となる「こども」の定義	4
	5. 策定の方法	5
第2章	こどもをめぐる本市の現状	
	1. 各種統計	8
	2. アンケート調査結果	18
	3. 市民意見・要望の把握	23
	4. 岡谷市子ども・若者育成支援計画の検証	25
	5. 課題と方向性	27
第3章	基本理念	
	1. 計画の基本理念	30
	2. 基本目標	32
	3. 本計画における重点項目	32
	4. 計画の目標	32
	5. 施策体系	33
第4章	推進する施策	
	基本目標Ⅰ	
	すべてのこどもの権利を守り自分らしい育ちを支援する	36
	基本目標Ⅱ	
	ライフステージに応じた切れ目ない支援を強化する	45
	基本目標Ⅲ	
	地域全体でこどもを育てる「こどもまんなか社会」を 実現する	68

第5章	子ども・子育て支援事業計画	
1.	計画策定の趣旨と法的根拠により定める内容	80
2.	事業計画	81
	(1) 提供区域の設定	81
	(2) 児童人口の推計	82
	(3) 幼児期の教育・保育の量の見込みと 提供体制の確保の内容及びその実施時期	83
	(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の内容及びその実施時期	86
	(5) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体提供及び当該教育・保育の推進に関する 体制確保の内容	109
	(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の 確保の内容	110
第6章	計画の推進	
1.	庁内推進体制の整備	112
2.	それぞれの役割と連携による推進	112
3.	計画の点検・評価	112
	○用語解説	113
	○岡谷市子ども・子育て支援審議会委員名簿	116
	○岡谷市こども計画（子ども・若者育成支援計画）、 子ども・子育て支援事業計画策定経過	117

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

現在、わが国においては、急速に少子化が進行し人口減少に歯止めがかからず、また、新型コロナウイルス感染症の流行も経て社会情勢は大きく変化し、貧困やいじめ、ひきこもり、虐待など子どもや若者をめぐる環境にさまざまな影響を及ぼしています。

国において、こどもに関わる多岐にわたる課題に一元的に取り組む組織として、こどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」をめざす司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁*が創設されるとともに、「こども基本法*（令和4年6月22日公布）」が施行されました。

また、この法律に基づいて「こども大綱*」が策定され、こども施策に関して基本理念などを明確にし、社会全体で総合的に推進することが定められました。

長野県においては、子どもや若者の夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現に向け、ライフステージにあわせて切れ目なく子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を記した「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定し、令和5年度から推進しています。

本市では、子育て支援や児童育成の総合的な指針となる「岡谷市児童育成計画」を平成15年度に策定し、子どもが健やかで心豊かに育つことができる環境づくりを進めるとともに、家庭、地域、企業、行政が一体となって“輝く子どもの育成”に取り組んできました。

さらに令和2年度からは、次代を担うすべての子ども・若者を地域全体で支援するまちづくりをめざし、出会いや結婚、妊娠・出産、幼児期から青年期まで対象を拡大した計画として「岡谷市子ども・若者育成支援計画」を新たに策定し、施策を推進してきました。

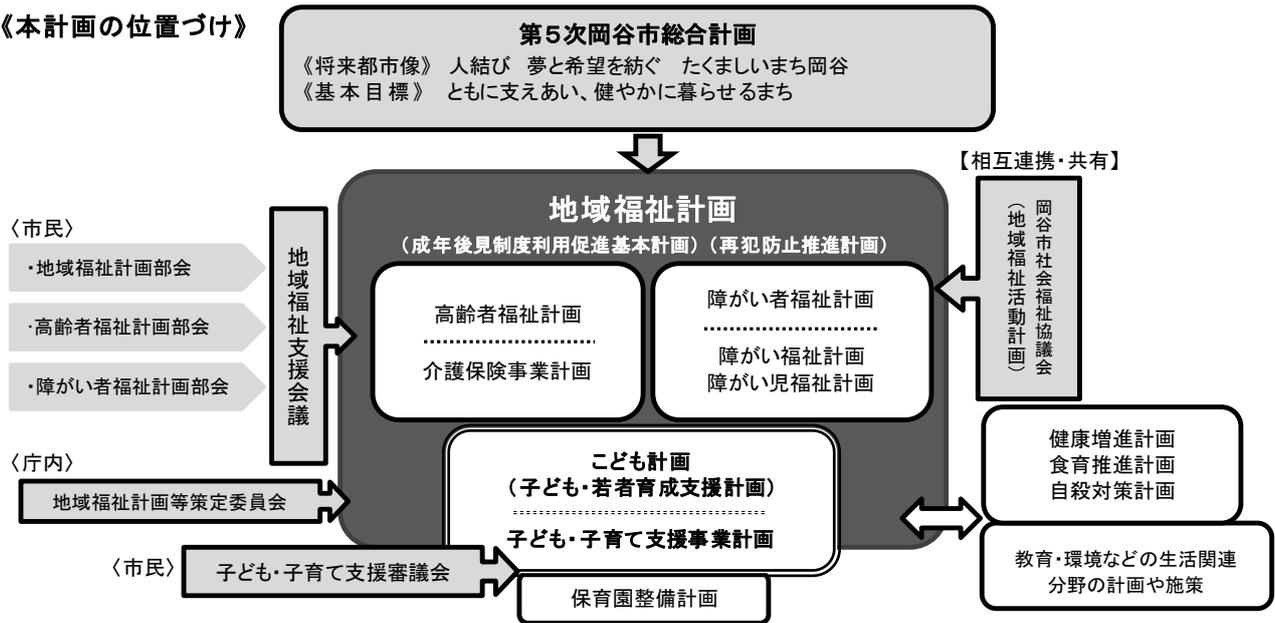
今回の計画は最近の国や県の動向を踏まえ、これまでの「岡谷市子ども・若者育成支援計画」を包含し、すべてのこどもたちが身体的、精神的、社会的に幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、新たに「岡谷市こども計画」（以下、「こども計画」という。）として策定するものです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
岡谷市	第4次岡谷市総合計画 後期基本計画				第5次岡谷市総合計画 前期基本計画								第6次 後期基本計画		
	第3次児童育成計画				子ども・若者育成支援計画				こども計画 (第2次子ども・若者育成支援計画)						
	子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法の法定計画)				第2期子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法の法定計画)				第3期子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法の法定計画)						
長野県															
国															

2. 計画の性格と位置づけ

- (1) 「子ども・若者育成支援計画」に「こども大綱」の趣旨を踏まえた「こども計画」
本市における子育て支援や子ども・若者の育成支援の総合的な指針となる計画として策定した「子ども・若者育成支援計画」に、「こども大綱」に示された基本的な方針及び重要事項や、本市の施策や社会資源を踏まえた地域の実状にあった取組を推進する計画とします。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の需給計画を定めるものです。こども計画により展開する多くの子育て支援事業のうち国が定める事業について、ニーズ量の見込みからその提供体制や確保方策、実施時期などを定める計画です。
- (3) 総合計画、地域福祉計画等との整合
第5次岡谷市総合計画や第4次岡谷市地域福祉計画、その他関連計画との整合性や、持続可能な開発目標（SDGs）*を踏まえた、子育て支援や子ども・若者の育成支援に関する各種事業を総合的かつ計画的に実施するための計画とします。

《本計画の位置づけ》



3. 計画の期間

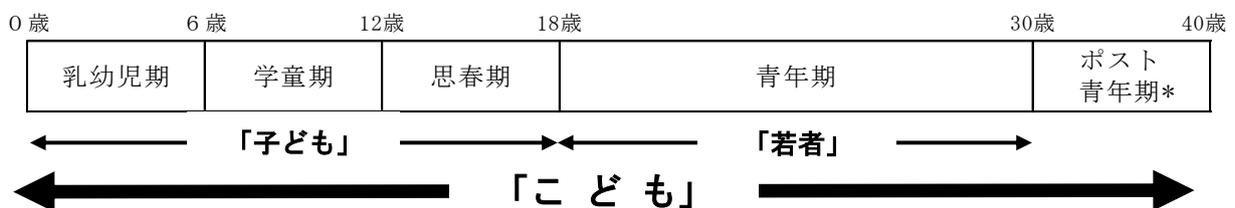
令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年を目標年次とします。

4. 計画の対象となる「子ども」の定義

「子ども基本法」において、「子ども」とは心身の発達の過程にある者とされ、その期間を一定の年齢で画することのないよう、ひらがな表記の「子ども」を用いることが推奨されているため、本市における計画名称を「子ども計画」とします。

計画の対象については0歳からおおむね30歳未満を基本とし、社会的に困難を有する若者や結婚に対する支援を必要とする者については、40歳未満とします。

なお、漢字表記の「子ども」や「若者」との区別は、各種法令上の定めもあることから次のように定義し使用することとし、法令に根拠がある場合（例：子ども・子育て支援法）や固有名詞（例：子ども課）などは、「子ども」と表記します。



5. 策定の方法

(1) 「岡谷市子ども・子育て支援審議会」による審議

「こども計画（第2次子ども・若者育成支援計画）」及び「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子育てを行っている当事者、保育・教育など子育て支援に携わっている方などの関係者で構成する「子ども・子育て支援審議会」において調査や審議を行い、幅広い意見を聴取しながら策定しました。

(2) ニーズ調査の実施

両計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、小学3年生以下の子どもの保護者を対象として、「岡谷市子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査」を実施し、計画の検討に活用しました。

(3) 市民意見の聴取等の実施

- ① あらゆる機会を活用し、こどもや各種団体、子育てに関わる方々との意見交換会などを開催し、幅広く子育てなどについて意見を聴取しました。
- ② パブリックコメントにより市民の意見を聴取しました。



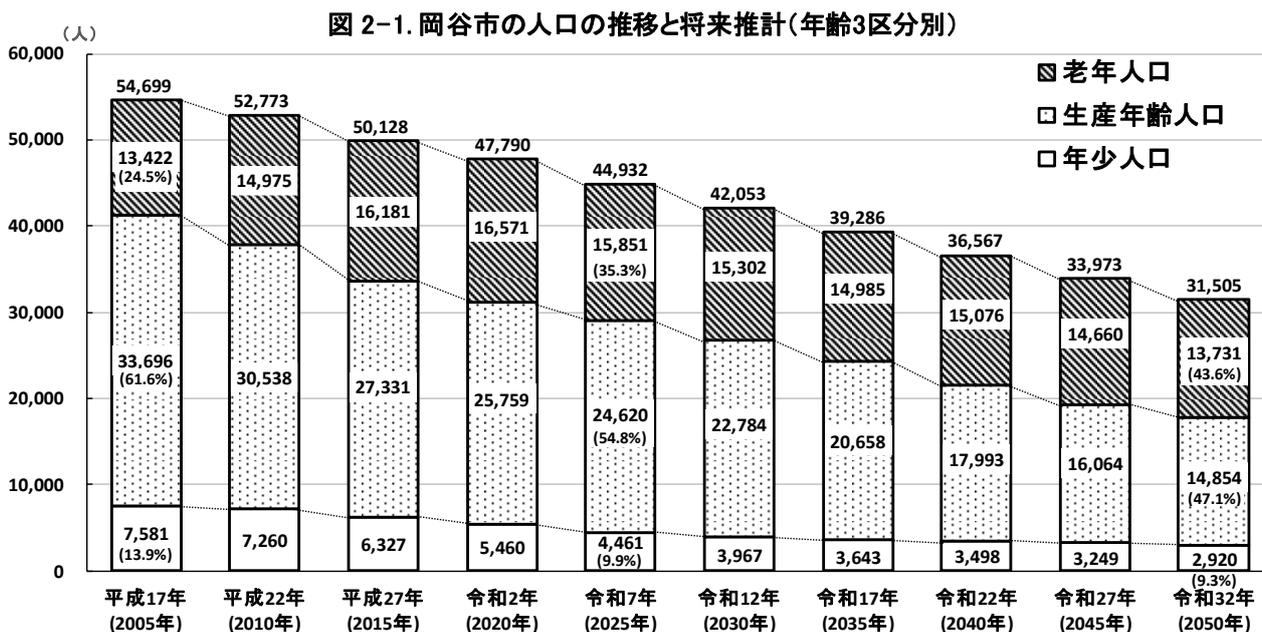
第2章

こどもをめぐる本市の現状

1. 各種統計

(1) 人口の推移

本市の人口は、出生数の減少や若い世代の転出による年少人口、生産年齢人口の減少により、令和32(2050)年に31,505人にまで減少すると予測されています。一方で、65歳以上の老年人口の割合は、令和32年の推計では総人口比で43.6%に達する見込みで、生産年齢人口が支える一人当たりの社会的負担は増加していきます。

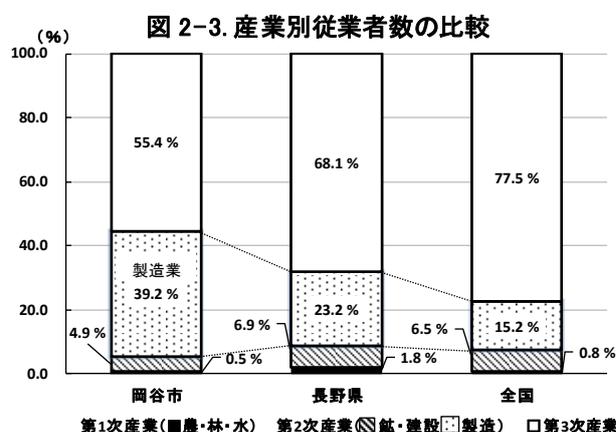
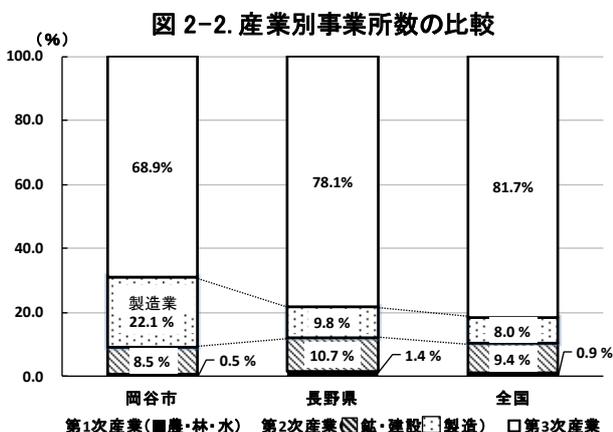


資料: 令和2年までは国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計

(2) 産業別事業所数割合及び従業者数割合の比較

本市の産業別事業所数と従業者数は、第3次産業が最も多い状況です。

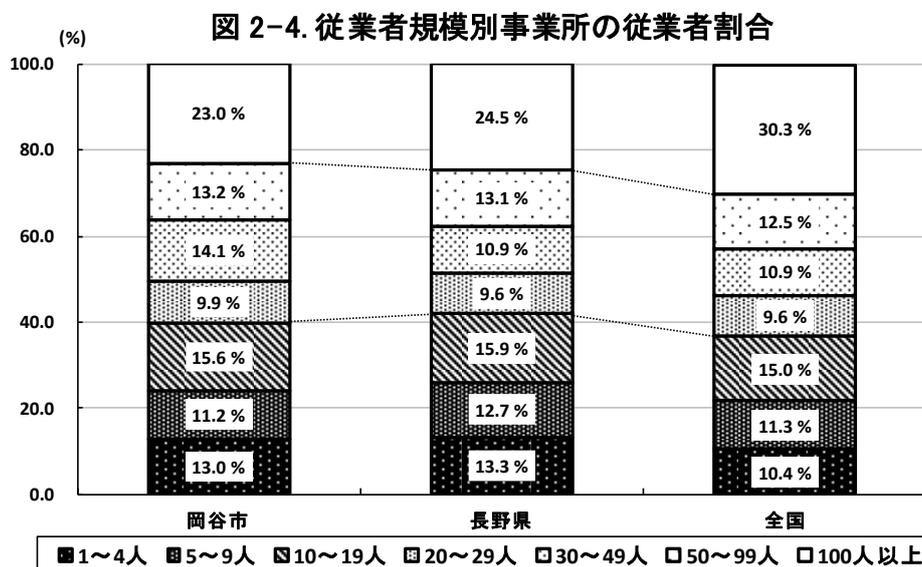
各産業の構成割合の全国や長野県との比較では、製造業の割合が高く、事業所数は全国の約2.8倍、従業者数は約2.6倍となっています。



資料: 総務省統計局 令和3年経済センサスより算出

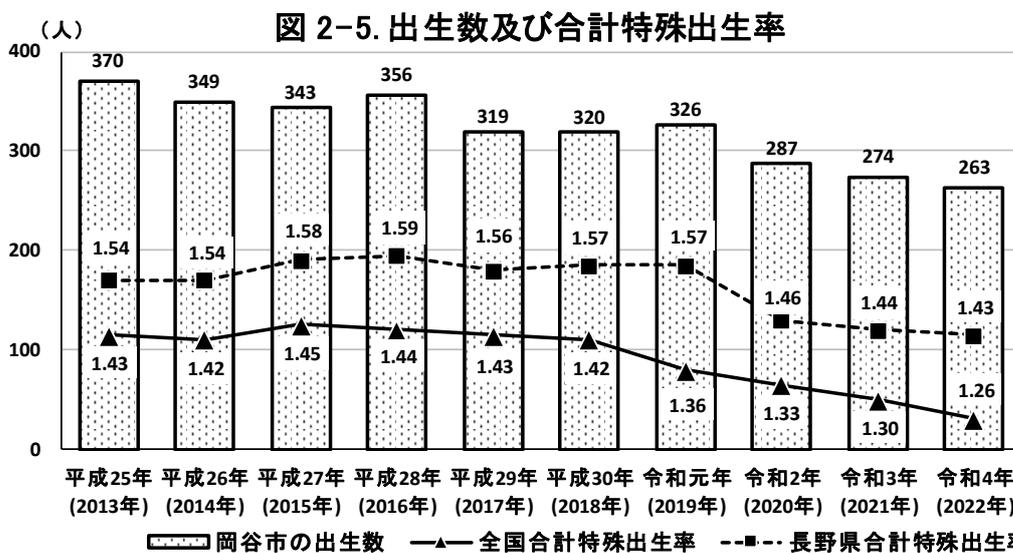
(3) 従業者規模別事業所の従業者数割合

本市における規模別従業員数は、100人以上の事業所の割合が前回の調査に比べ4.7ポイント増加し23.0%を占めていますが、全国や長野県と比較すると100人未満の事業所が多い状況です。



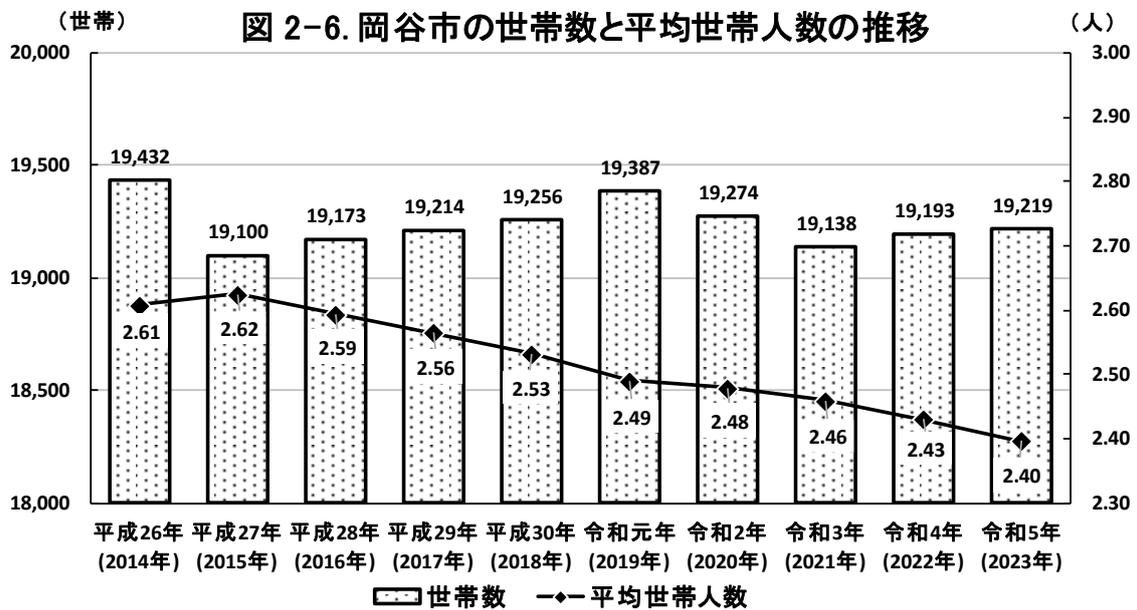
(4) 出生数

本市の出生数は、年によって増減はあるものの減少傾向にあり、平成26年以降では平均すると1日に1人の出生数を下回っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、令和2年以降は300人を割り込んでいます。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産むとされる子どもの数）は、全国、長野県ともに人口が維持される水準（人口置換水準）の2.07には達しておらず、年々減少しています。



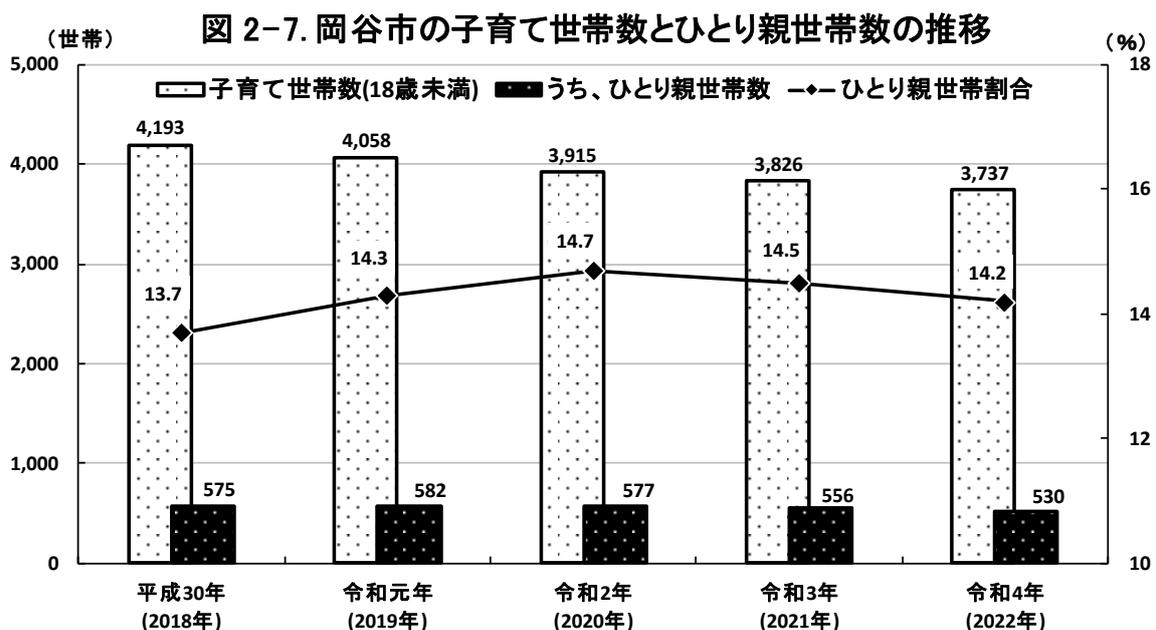
(5) 世帯数の動向

本市の世帯数は、平成26年では19,432世帯でしたが、その後は増減を繰り返しながら令和5年は19,219世帯となっています。平均世帯人数は、年々減少傾向にあり、核家族化や世帯の単身化が進んでいることが伺えます。



(6) 子育て世帯、ひとり親世帯の動向

18歳未満の子どもがいる子育て世帯数は、人口減少に伴い減少傾向にあります。このうち、ひとり親世帯数の割合は13%台から14%台で推移しています。

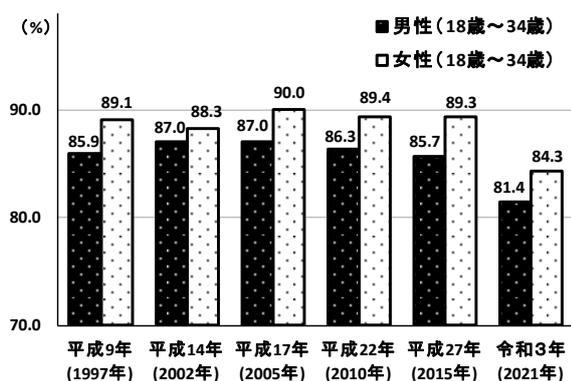


(7) 婚姻に対する意識等の動向

国の調査において、いずれ結婚するつもりと回答した人の割合は、平成27年までは男性で80%後半、女性で約90%と横ばいでしたが、令和3年では男女ともに80%前半まで減少しています。

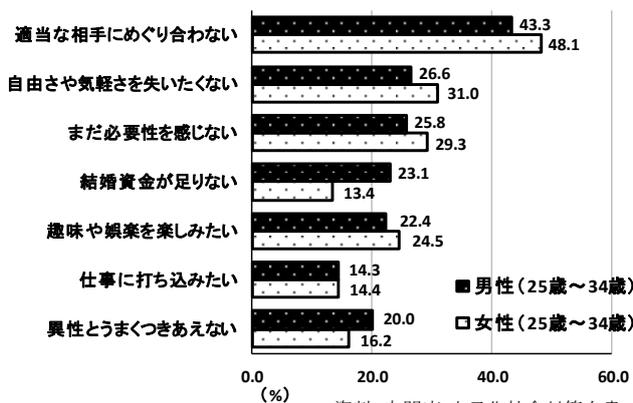
独身でいる理由を前回調査時と比較すると、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」が減少し、「趣味や娯楽を楽しみたい」や「仕事に打ち込みたい」が増加しており、ライフスタイルの変化とともに結婚観にも変化が生じていることが伺えます。

図 2-8. いずれ結婚するつもりと回答した人の割合(全国)



資料:内閣府 少子化社会対策白書

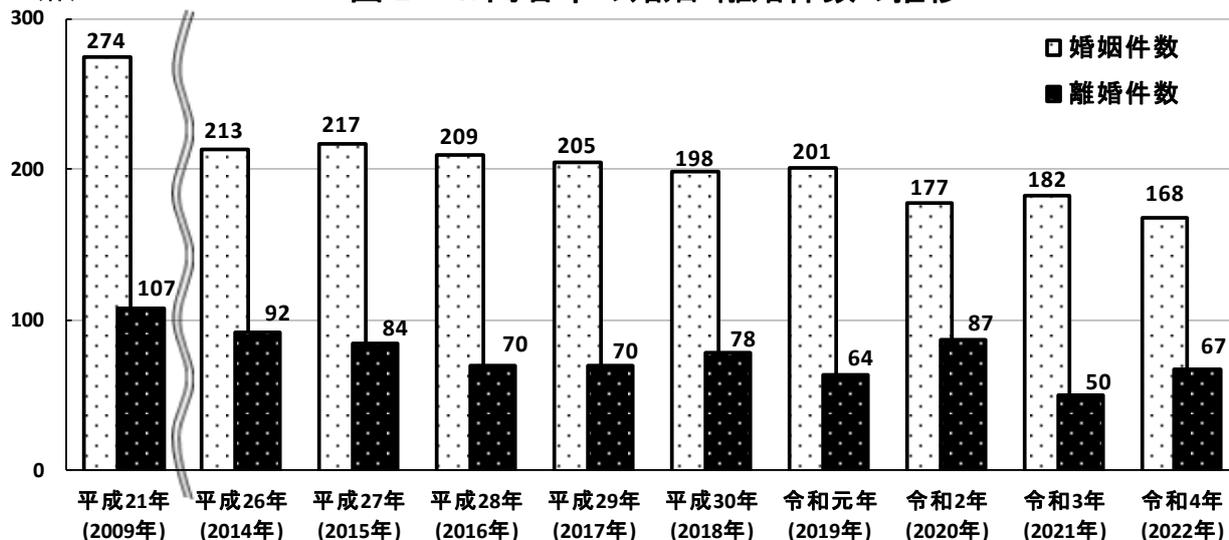
図 2-9. 独身でいる理由(全国)



資料:内閣府 少子化社会対策白書

本市における婚姻件数は、直近の数年間では200件を割り込んでおり、出会いの機会の減少のほか収入減や将来への不安など、コロナ禍の社会的影響が考えられます。

図 2-10. 岡谷市の婚姻・離婚件数の推移

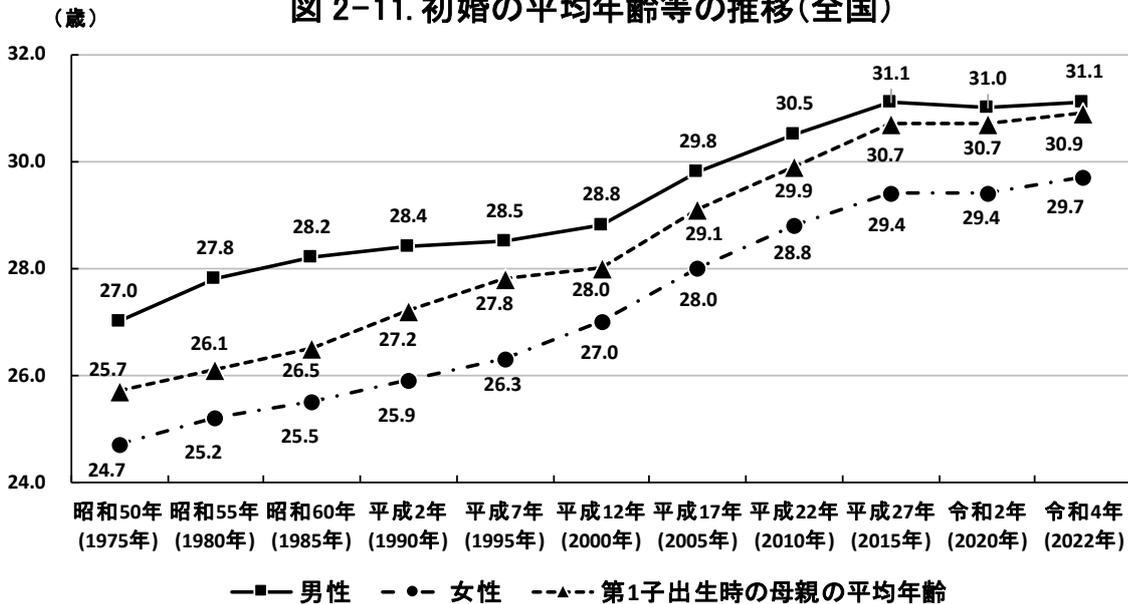


資料:諏訪地方統計要覧

(8) 初婚の平均年齢、第1子出生時の母親の年齢

全国の平均初婚年齢は、令和4年で男性が31.1歳、女性が29.7歳、また、第1子出生時の母親の年齢は、令和4年で30.9歳であり、結婚年齢及び出産年齢が高くなる「晩婚化」と「晩産化」の傾向が続いています。

図 2-11. 初婚の平均年齢等の推移(全国)



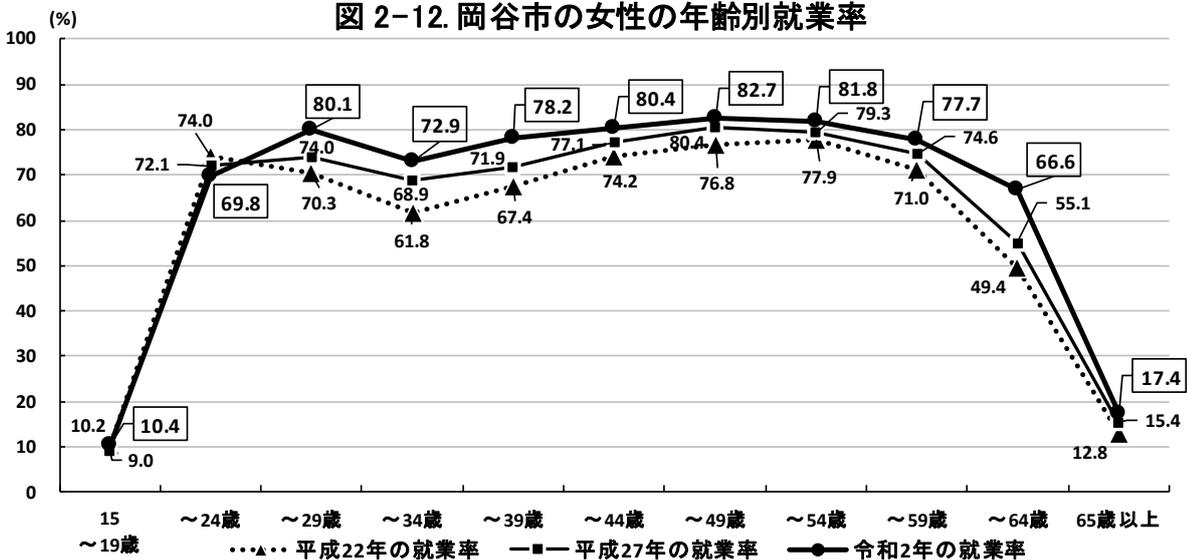
資料:厚生労働省 人口動態統計

(9) 女性の就業状況と保育所児童数

本市の女性の年齢別の就業率について、特に30歳代において女性の結婚や出産をきっかけとした離職傾向が見られますが、25歳以降のすべての年代において令和2年の数値が過去の数値を上回っています。

このことは、働きながら子育てをする女性が増えていることを示すとともに、未婚者の増加も要因の一つと考えられます。

図 2-12. 岡谷市の女性の年齢別就業率

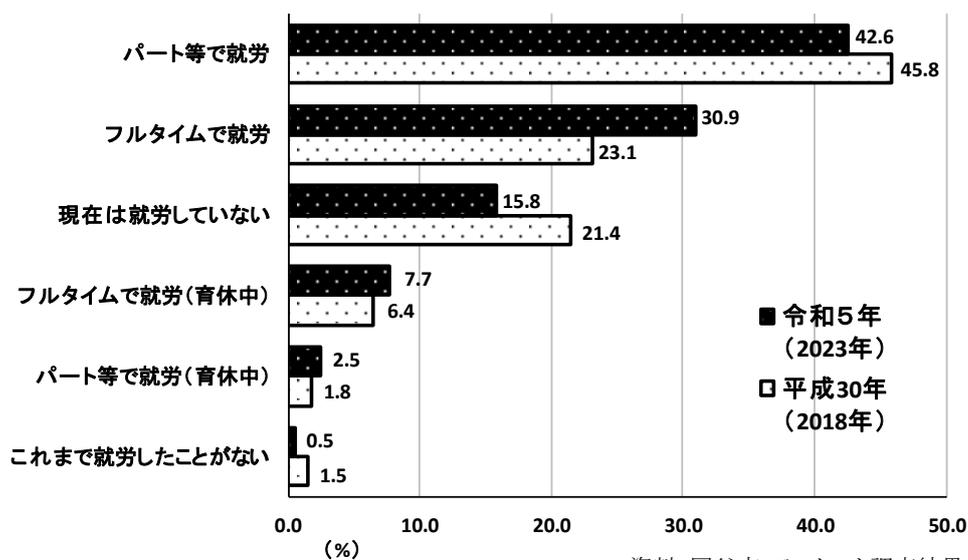


資料:国勢調査

また、本市の調査による母親の就労状況について、今回の調査と平成30年の調査を比較すると、フルタイムで就労している人の割合が7.8ポイント増加しており、「就労していない」と答えた人の割合は5.6ポイント減少しています。

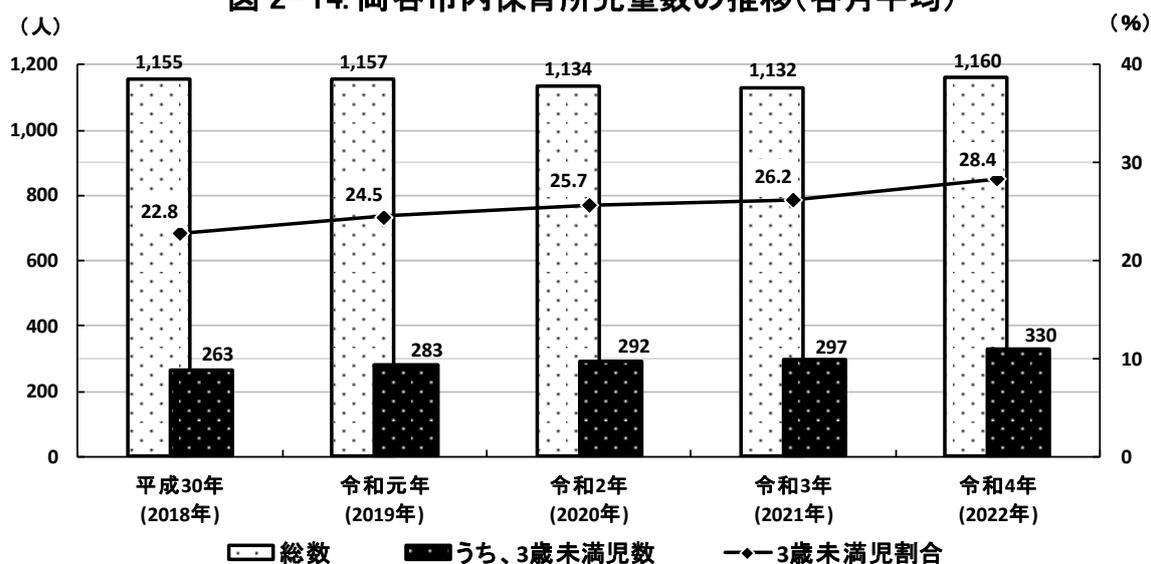
そのほか、市内保育所の児童数の推移を見ると、少子化が進む中であって3歳未満児の数が年々増加していることがわかります。

図 2-13. 岡谷市の母親の就労状況(働き方)



資料: 岡谷市 アンケート調査結果

図 2-14. 岡谷市内保育所児童数の推移(各月平均)



資料: 岡谷市健康福祉部子ども課調べ

(10) 育児休業制度の取得状況

本市のアンケート調査において、子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況は、母親の取得率が41.4%であるのに対し、父親の取得率は5.2%に留まっています。

全国の育児休業取得者の割合を見ても、男性の取得者は増加傾向にありますが、男女間には大きな開きが見られます。

本市の調査による育児休業を取得しなかった理由では、母親は「子育てに専念するため退職した」の割合が一番多く、父親は「配偶者や親族に見てもらえた」や「配偶者が育児休業を取得した」など、男女間に大きな違いが見られます。また、父親は「仕事が忙しかった」、「収入の減少を避けたかった」の割合も高く、依然として育児の母親への依存度が高く、仕事と育児の両立の難しさが伺えます。

図 2-15. 岡谷市の育児休業制度の取得状況

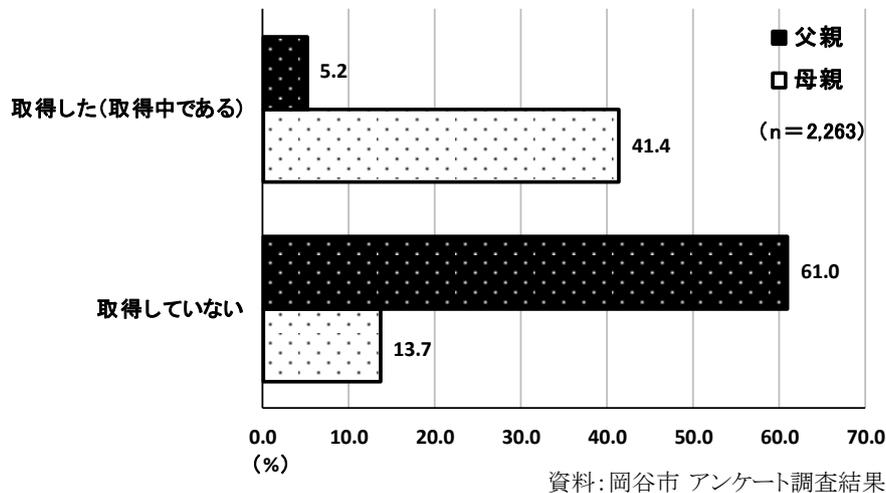


図 2-16. 育児休業取得者の割合(全国)

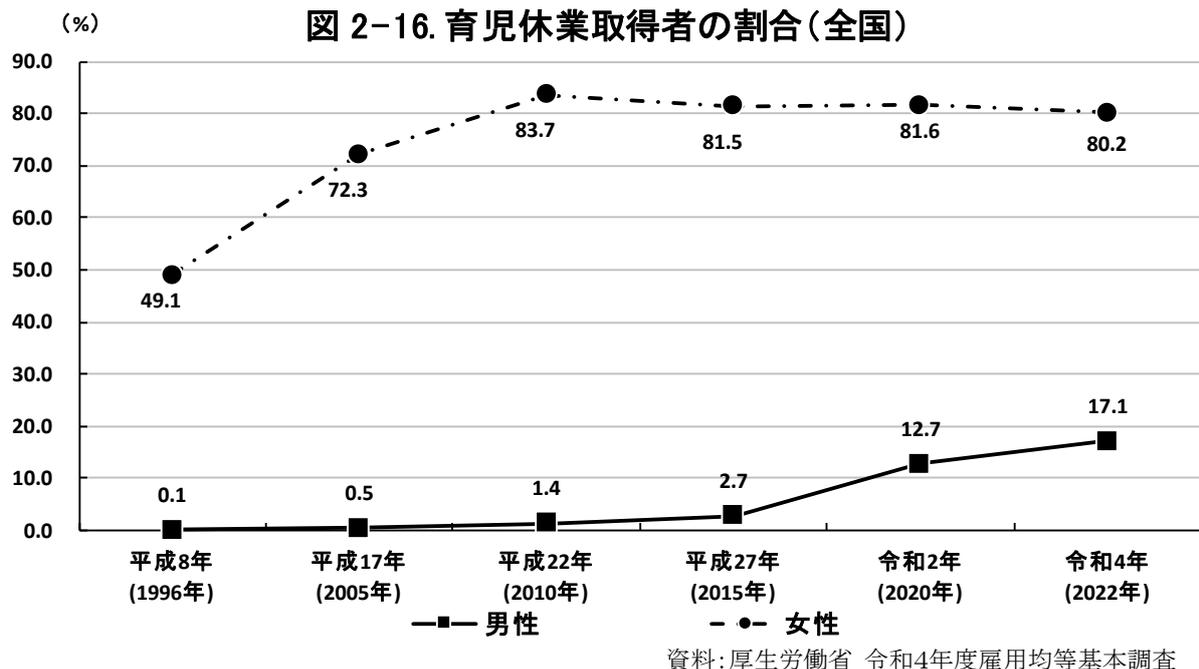
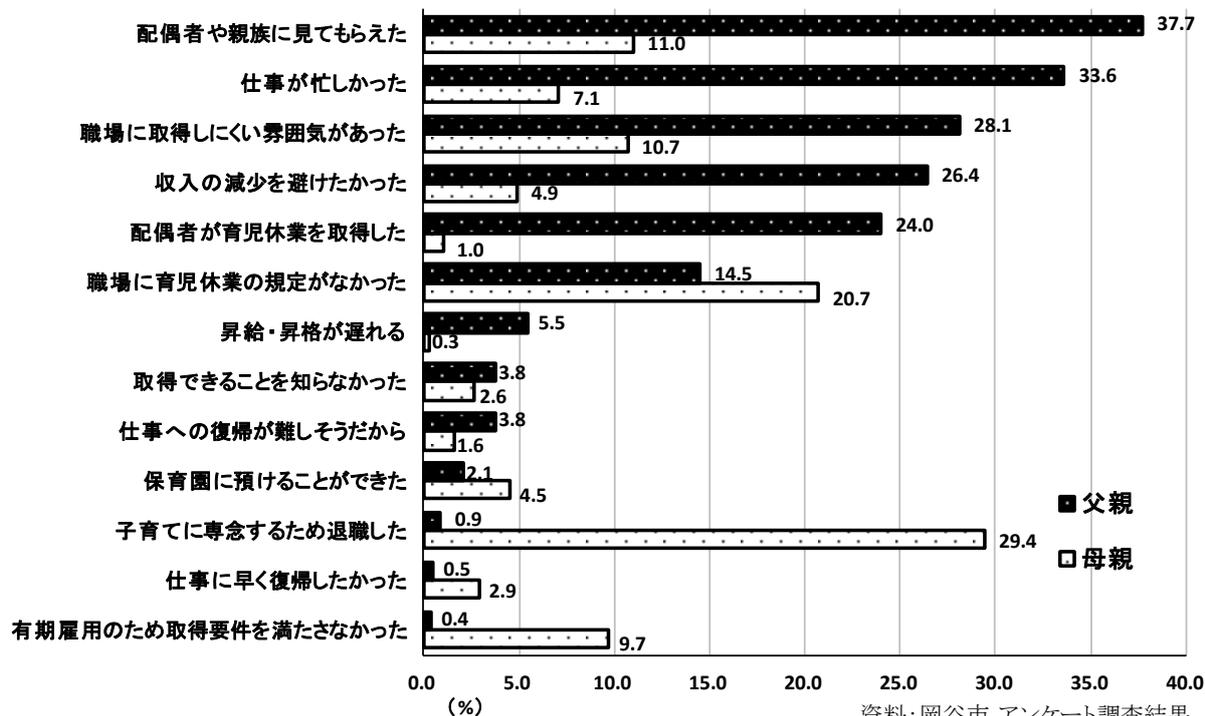


図 2-17. 岡谷市の育児休業を取得しなかった理由

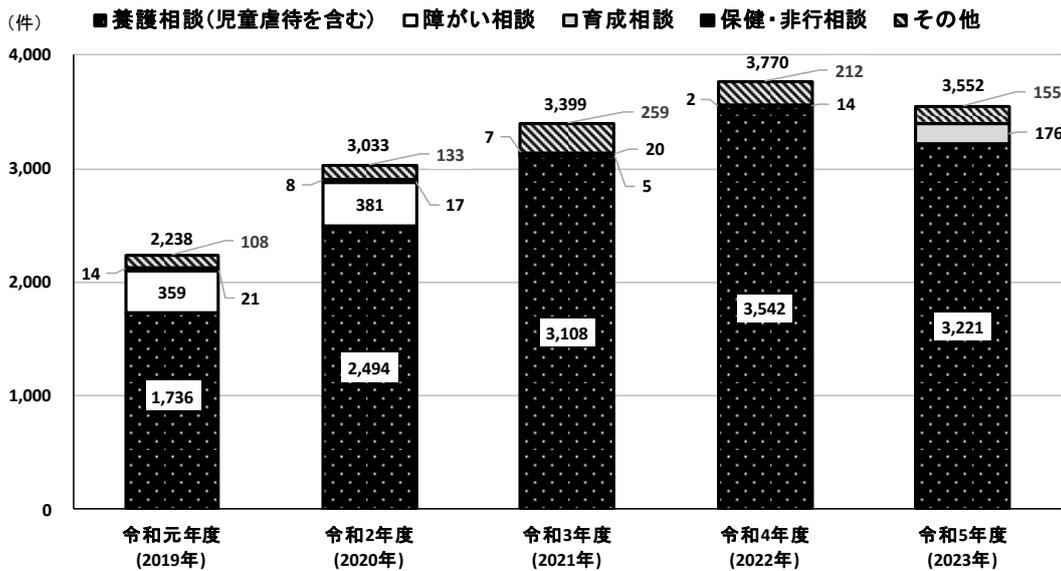


(11) 家庭児童相談の状況

子ども課で対応した相談件数は年々増加傾向にあり、令和5年度は3,552件となっています。延べ件数の増加の一因には、きめ細かな対応に努めていることも挙げられますが、養育不安や生活上の悩みを抱える家庭が増えている状況にあります。

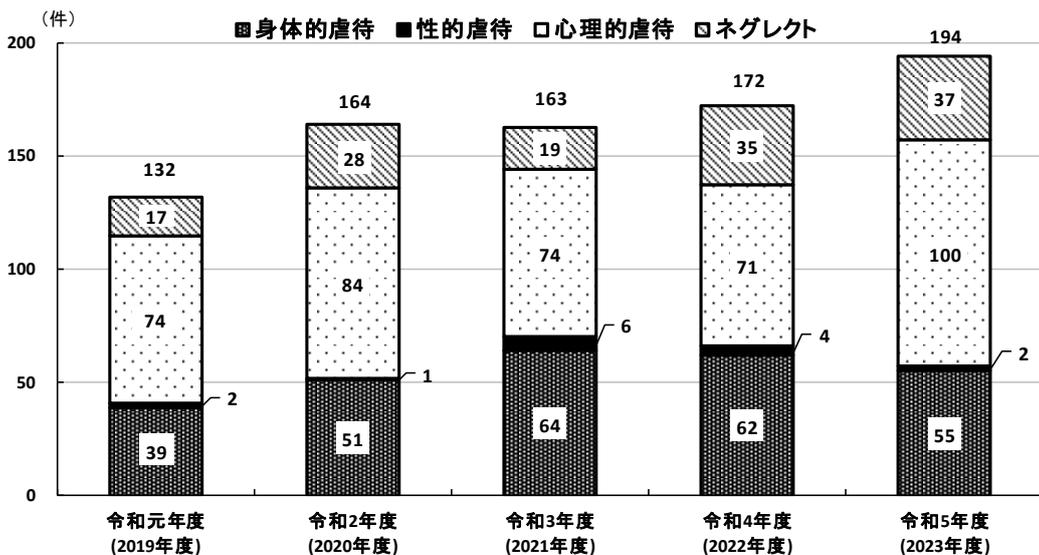
また、児童虐待対応件数についても増加しており、特に心理的虐待への対応件数が多い状況です。

図2-18. 岡谷市の家庭児童相談の状況(延べ件数)



資料: 岡谷市行政報告書

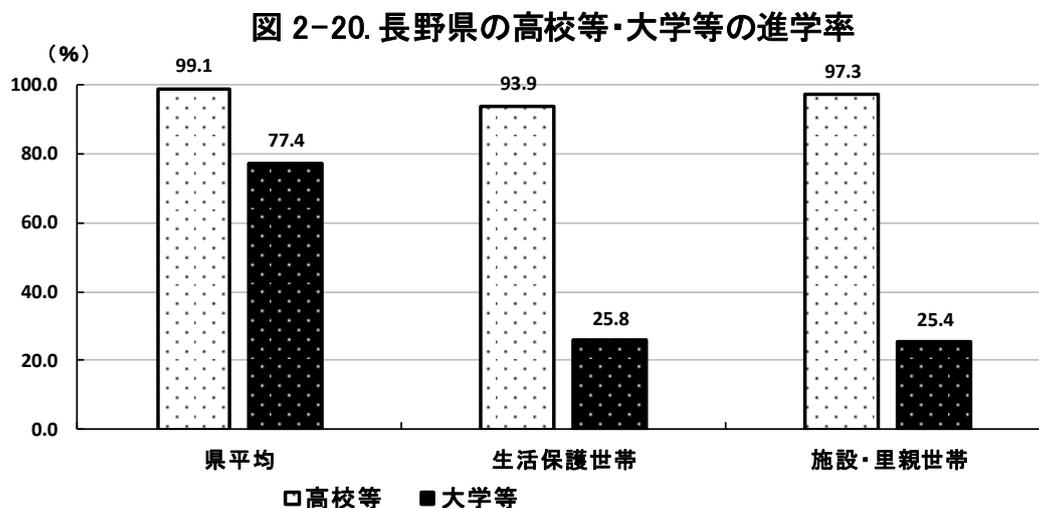
図2-19. 岡谷市の児童虐待対応の状況(実件数)



資料: 岡谷市子ども課集計

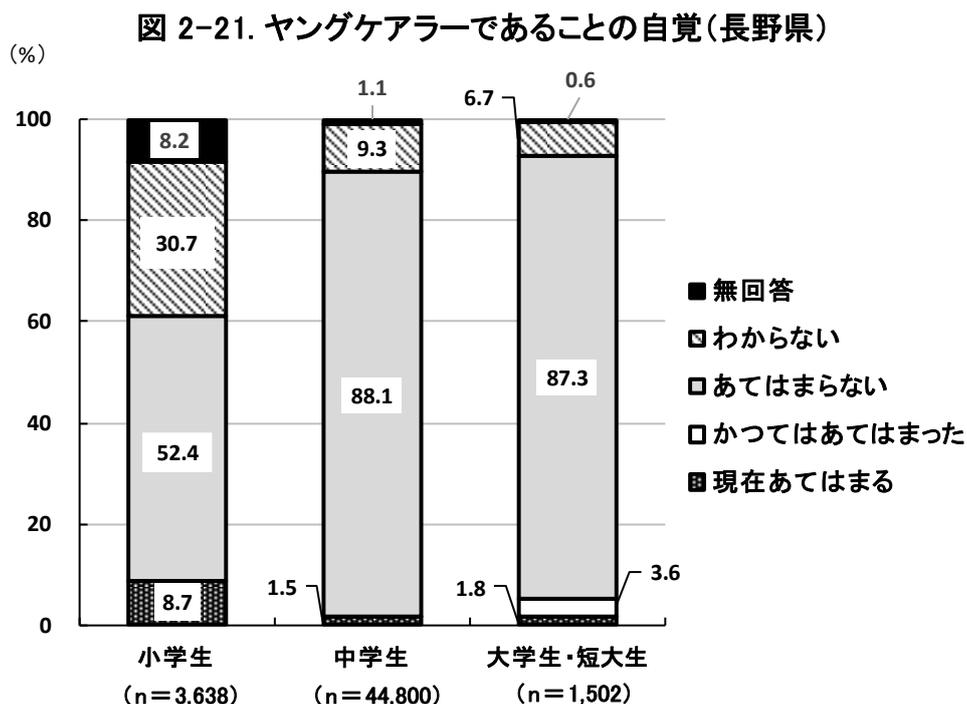
(12) 高校等・大学等進学率の動向

長野県内の大学等の進学率について、生活保護世帯、施設・里親世帯で顕著に低い状況が見られます。



(13) ヤングケアラー*について

長野県内の小中学生と大学生・短大生に「ヤングケアラーの自覚があるか」を尋ねたところ、「現在あてはまる」とした小学生は8.7%、中学生は1.5%、大学生・短大生は「現在あてはまる」が1.8%、「かつてはあてはまった」が3.6%であり、本来の子ども・若者らしい生活が送れていない恐れがあります。



2. アンケート調査結果

(1) 本市在住の小学3年生以下の子どもを持つ保護者を対象とした調査

本計画策定にあたり、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するとともに、保護者の意見を反映させるため、小学3年生以下の子どもがいる家庭を対象としたアンケート調査を実施しました。

同調査は、家庭の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などについて伺いました。

①調査概要

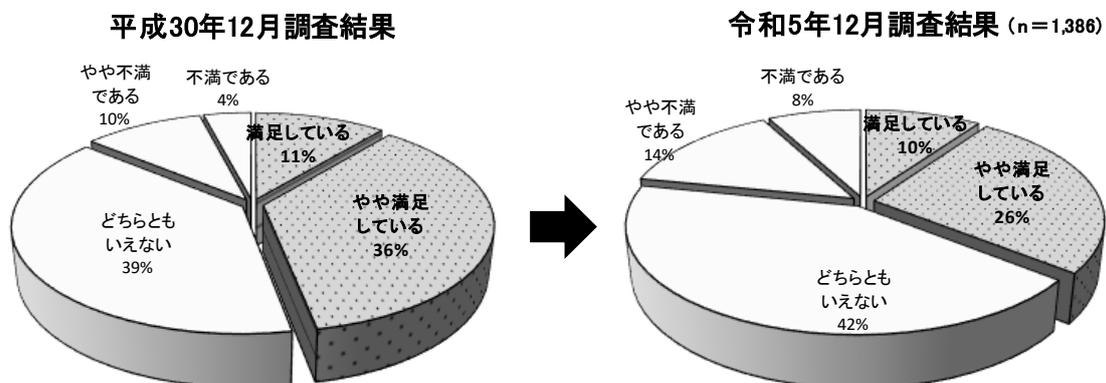
- 調査対象：本市在住の小学3年生以下の子どもを持つ保護者
- 対象者数：2,118世帯
- 調査方法：郵送配布、保育園・学校配布
- 調査期間：令和5年11月28日～令和5年12月22日
- 回収結果

配布数	回収数	回収率
2,118	1,454	68.6%

②子育てに対する満足度

本市における子育て環境や支援に対する満足度について、平成30年と令和5年を比較すると、満足度の割合に変化が見られました。この5年間の出来事として、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰などさまざまな社会情勢の変化があり、こうしたことも子育て家庭の満足度の割合に変化をもたらした一因ではないかと推測されます。

図 2-22. 岡谷市の子育て環境・支援に対する満足度



③子育てにおける不安や悩み

子育てをするうえで悩みや不安、負担に感じることは何かの問いに対して、平成30年の調査と比較すると、上位3項目の順番は変わらない結果となっています。

前回、最も順位が低かった「子育てについての相談相手がいない」が、上位3項目について4番目に上がっています。

図 2-23. 子育てにおける不安や悩みの変化

子育てをするうえで悩みや不安、負担に感じていることはどのようなことか(複数回答)

	今回順位		前回順位
子どもの病気や発育のこと	1	←	1
子育てに伴う経済的負担が重い	2	←	2
自分の自由な時間が持てない	3	←	3
子育てについての相談相手がいない	4	↖	12
子育てを手伝ってくれる人がいない	5	↖	8
子どもとどう接していいかわからない	6	↖	9
育児の方法がわからない	7	↘	6
子どもと過ごす時間や会話が少ない	8	↘	4
配偶者が子育てに協力的でない	9	↘	7
子育てに対する地域や社会の理解・協力が得られない	10	↖	11
子育てに対する職場の理解が得られない	11	↘	10
子どもに思わず手をあげてしまうことがある	12	↘	5

④今後、力を入れて取り組むべき事項

「経済的な支援」は、前回と同様1位であり、「仕事と家庭生活の調和のための支援」、「安心して楽しめる公園の整備」、「子どもを交通事故や犯罪から守るための安全のまちづくり」は前回と順位の入替えがありましたが、いずれも上位4項目に入っています。

図 2-24. 力を入れて取り組む事項の変化

子どもを産み育てやすい環境づくりのために、今後、どのような取り組みに力を入れるべきだと思うか(複数回答)

	今回順位		前回順位
子育て家庭への経済的な支援	1	←	1
仕事と家庭生活の調和のための支援	2	↖	4
家族が安心して楽しめる公園の整備・維持管理	3	↙	2
子どもを交通事故や犯罪から守るための安全のまちづくり	4	↙	3
多様なニーズに対応したきめ細かな保育・子育て支援サービスの提供	5	↖	6
学童クラブなどの子どもの居場所づくり	6	↙	5
妊産婦・小児医療体制の充実・確保	7	←	7
育児から開放されリフレッシュできる機会の確保	8	↖	9
少子化対策に特化した施策	9	↖	11
安心して外出できる環境の整備	10	↙	8
心身の健やかな成長を目指す教育環境の整備・充実	11	↖	13
子育て世帯のための住宅確保や住宅対策	12	↙	10
遊びや体験学習を通じた児童の健全育成	13	↙	12
妊娠や出産、乳幼児期の母子保健体制の整備・充実	14	←	14
男女がともに子育てに関わるための意識啓発	15	↖	16
子育て家庭への情報提供の充実	16	↙	15
養育支援や保護を要する児童と家庭への支援	17	↖	18
地域住民や関係機関との連携による教育・子育て活動の推進	18	↙	17
地域における育児サークルや子育てのネットワークづくりの支援	19	↖	21
家庭の子育て力を高めるための取組	20	←	20
子育てに対する不安や悩みの相談窓口	21	↙	19

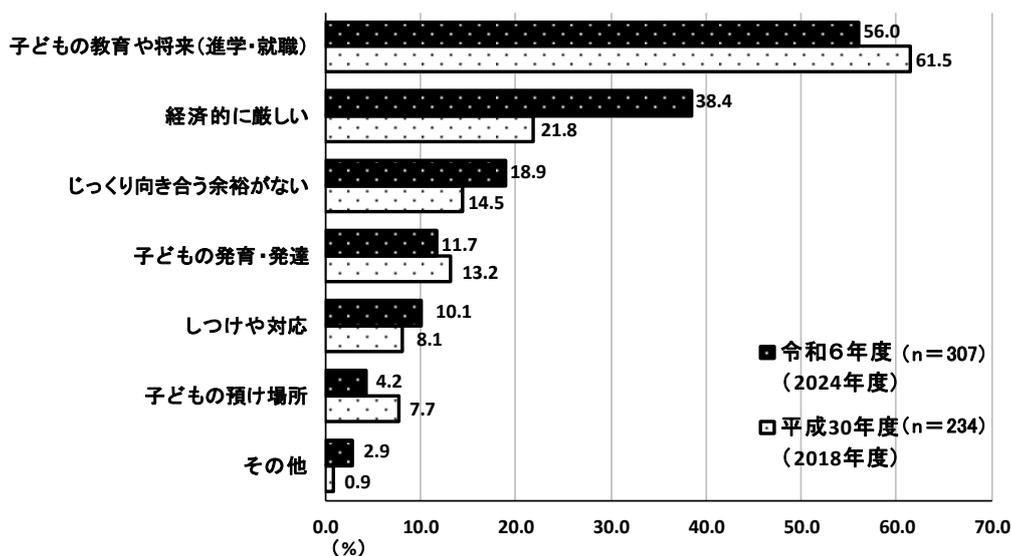
(2) 本市在住の18歳未満の子どものいるひとり親家庭を対象とした調査

18歳未満の子どものいるひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、307世帯から回答を得ました。

子育てについての不安や悩みを伺ったところ、「子どもの教育や将来（進学・就職）」が56.0%と最も高く、次いで「経済的に厳しい」が38.4%となっています。平成30年度の調査結果と比較すると、この2項目の順位に変化はないものの、「経済的に厳しい」は16.6ポイント増加しました。

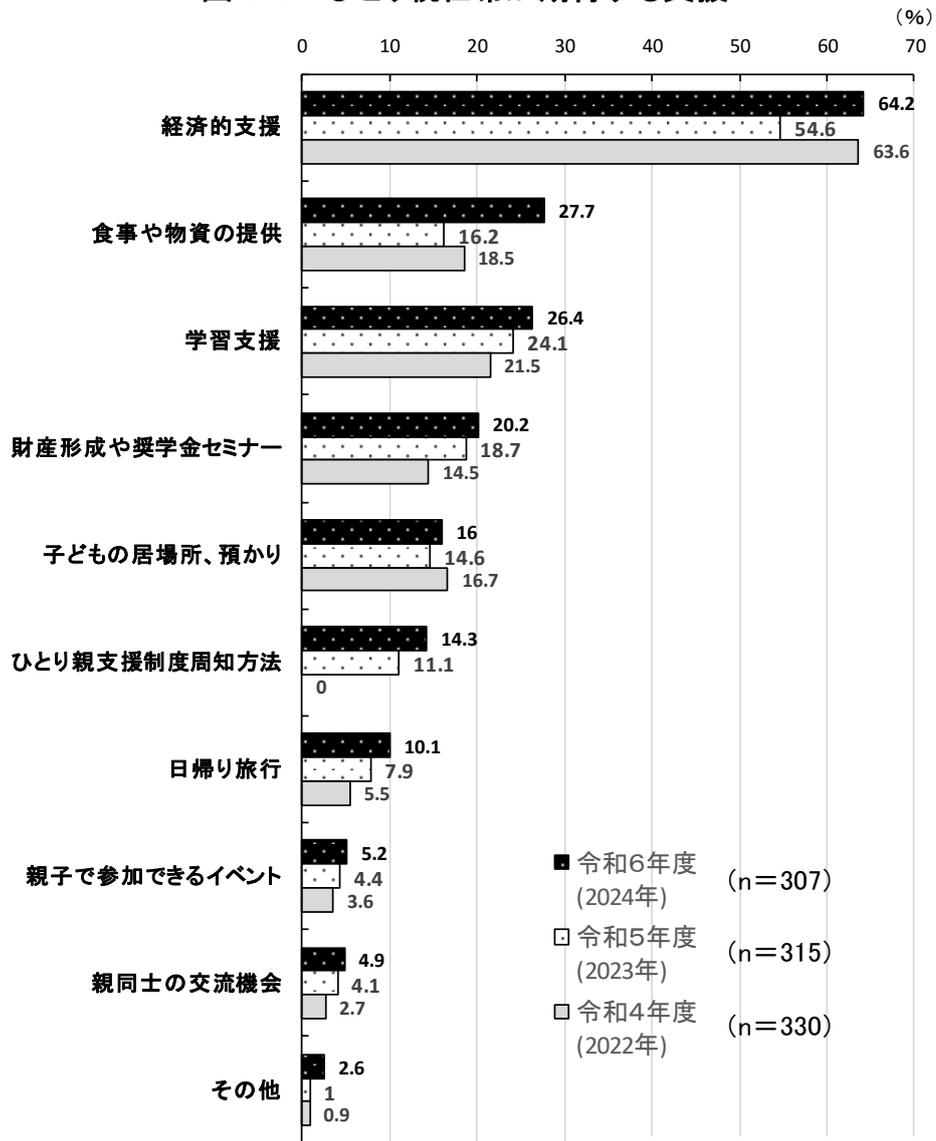
また、図 2-26 では、今後、期待するひとり親支援施策について尋ねたところ、「経済的支援」が64.2%と最も高く、次いで「食事や物資の提供」が27.7%、「学習支援」が26.4%となっており、「食事や物資の提供」が増えています。「食事や物資の提供」は、市民団体等による「子ども食堂」の取組や、フードバンクなどが広がりを見せていることにより認知度が上がり、期待する声が高まっているのではないかと考えられます。

図 2-25. ひとり親世帯の不安や悩み



資料: 岡谷市社会福祉課調べ

図 2-26. ひとり親世帯が期待する支援



資料: 岡谷市社会福祉課調べ

3. 市民意見・要望の把握

各種団体や子育てに関わる方々との意見交換会などを開催し、幅広く子育てなどについて意見を聴取しました。その主な意見・要望は以下のとおりです。

(1) こどもたち（中高生）の意見

- ・若い年代の遊ぶ場所や、利用する商業施設の充実をしてほしい。
- ・安全、安心に暮らせる治安のよいまちにしてほしい。
- ・健康を維持するために医療機関を充実させてほしい。
- ・学校の校舎を新しくしてほしい。
- ・将来、安定した収入を得たい。
- ・公共交通が不便。

(2) 子育て中の保護者の意見

① 子育てをしていくうえで不安に感じていること

- ・子育てに関する相談ができる場所や人が身近にほしい。
- ・保育料、医療費など経済的な負担が大きい。
- ・子育てのため仕事をセーブしたいが、経済的なことを考えるとできない。
- ・職場復帰をするにあたり、子育てに理解をしてもらえるか不安。
- ・子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを進めてほしい。

② 子育て支援策について市に望むこと

- ・保育料、給食費、医療費などを無償化する経済面での支援をしてほしい。
- ・ひとり親世帯への支援を拡大してほしい。
- ・急な子どもの預かりに対応できる場所を整備してほしい。
- ・病児保育を充実してほしい。
- ・年齢の離れた兄弟姉妹が安心して遊ばせる場所がほしい。
- ・全天候型の室内の遊び場がほしい。
- ・保育士の確保に努めてほしい。
- ・未満児の育休退園を見直してほしい。

(3) 地域で子育て支援などに携わっている人の意見

① 活動の中で感じている課題

- ・地域の行事などに参加する子どもが減っており、小中学生と接する機会も減少した。
- ・同年代の子どもを持つ親同士の関わりや、子育て世帯と地域との交流が減っている。
- ・3歳未満児から保育園に入園させる共働き世帯が増えた。
- ・保護者が子育ての心配ごとを気軽に相談できる場所が必要。

②地域の子育て支援について思うこと

- ・市や学校など関係機関と連携しながら、地域で見守ることが大切。
- ・子育てに関する情報が必要な人に届く工夫が必要だと思う。
- ・少子化の中、地域で子育て世帯が孤立しないためにも、ふれあう場所が必要。
- ・産後、早い時期から働く母親が増えており、忙しい母親のサポートが必要。子育てサポーターなどボランティアによる支援ができればと思う。

③市の子育て支援施策に必要なこと

- ・妊娠、出産、保育、学校、医療等に係る経済的な支援。
- ・園児、小学生の室内の遊び場。
- ・中学生、高校生の居場所づくり。
- ・外国籍世帯の子育てサポート。
- ・子育て支援アプリの充実や、子育て世帯が孤立しないための情報発信。
- ・病児、病後児保育の拡充。
- ・就労に関係なく保育園に子どもを預けられる制度。
- ・相談できる場所、電話相談、ネット相談の充実。
- ・子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくり。
- ・いじめ防止対策、不登校支援、子どもの貧困対策、ヤングケアラーへの支援。
- ・子育て支援も大切だが、若い人たちが出会える機会を創出する結婚支援も大事。

(4) 事業主の意見

①子育て支援に関わる企業の取組

- ・子育て中はパートだった従業員を、子どもの手が離れてきたら正社員にしている。
- ・子育て中でも働いてもらうにはどうしたらよいか考えて取り組んできた。
- ・昔は子育て中の職員はすぐに休むという認識だったが、休暇取得は「お互いさま」と意識改革を図ってきた。現在は、男女ともに有給休暇の取得が多くなった。男性の育児休暇の取得にもつながっている。
- ・従業員が急に病気になったりした時に、一時的に子どもを預かる場所を企業間で連携して運営できたらと考えたことがある。

②従業員として感じていること

- ・共働きのため、子どもが急に病気になったときの対応に困る。
- ・子どもの病気の対応で有給休暇をすべて消化してしまうと、無給になり経済的に影響がある。

③市の子育て支援策に対し望むこと

- ・家事や育児を支援してくれるサービスの充実。
- ・外国籍の従業員世帯への支援サービス、サポートの充実。
- ・家を新築するための補助があるといい。

4. 岡谷市子ども・若者育成支援計画（2020年度～2024年度）の検証

（1）計画全体の進捗状況

具体的施策ごとに担当課により自己評価を行い、現在までの到達度をA B Cの3段階で評価したものを積みあげ、得点化しました。

A:おおむね計画どおりに進捗しており、順調である。	→3点
B:着手はしているが、いくつか課題が残る。	→2点
C:計画から大幅に遅れている。実施していない。	→1点

この5か年で、新たな事業を立ち上げるとともに既存事業の拡充などに努め、輝く子どもの育成に向け取り組んできました。

計画期間中には、目標を達成できた施策もあれば、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった施策、また、十分に成果を得られなかった施策もありますが、総体としては2.2の評価点であり、コロナ禍であったことを考慮するとおおむね計画どおりに進捗しました。



基本目標	主要施策	具体的施策	評価点	子ども・若者育成支援計画(R2～現在)で 拡充を図った主な事業	
I 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた切れ目ない支援				2.0	
	1 出会いや結婚に対する支援	(1) 出会いの場の創出	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ◇伴走型相談支援事業(新規) ◇3歳児健診における屈折検査導入事業(新規) ◇小児科・産婦人科オンライン相談事業(新規) ◇保育環境改善等事業:使用済みおもむつの自園処理(新規) ◇公立保育園連絡用アプリ導入事業(新規) ◇子どもの生活・学習支援事業(新規) ◇こどものくに相談強化事業(拡充) ◇岡谷市子ども家庭センター「まゆっこベースおかや」設置事業(新規) ◇ファーストチョイスブック(セカンドブック)事業(新規) ◇多子世帯副食費支援事業(新規) ◇“未来のげんきっす”応援事業(新規) ◇子育て世帯生活支援特別給付金等支給事業(新規) ◇子育て応援3歳未満児保育料軽減事業(新規) ◇保育園給食食材費物価高騰対策事業(新規) ◇児童手当・児童扶養手当給付事業(拡充) ◇新生児聴覚検査費助成事業(新規) ◇出産・子育て応援給付金事業(新規) ◇就学援助事業(拡充) ◇岡谷市育英基金奨学金(拡充) ◇保育園整備計画(中期)策定(新規) 	
		(2) 婚活力向上に繋がる支援	1.5		
		(3) 結婚に対する支援	2.0		
	2 妊娠・出産期に対する支援	(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援	2.2		
		(2) 産後ケアの充実	2.2		
	3 乳幼児期における支援	(1) 母子保健の充実	2.2		
		(2) 子育て支援拠点の活用	2.4		
		(3) 地域子ども・子育て支援サービスの充実	2.5		
		(4) 幼児教育・保育サービスの充実	2.8		
		(5) 幼保小の連携	1.6		
	4 学童期から思春期における支援	(1) 未来を切り拓く確かな学力の定着	2.4		
		(2) 地域に根ざしたふるさと学習の推進	2.4		
		(3) 安心して学べる教育環境の整備	2.5		
		(4) 子どもの居場所づくりの推進	2.9		
	5 思春期から青年期における支援	(1) 心身の健康への支援	2.1		
		(2) 未来の大人・親の育成	2.0		
		(3) 学び・就労への支援	2.7		
		(4) 健全育成と社会参加の促進	1.4		
	6 すべてのライフステージにおける支援	(1) 相談体制・情報提供の充実	2.5		
		(2) 生涯学習・文化・スポーツ活動推進	2.1		
(3) 読書活動の推進		2.0			
(4) 食育の推進		2.4			
(5) 経済的支援		2.9			
II 地域社会全体で子ども・若者、子育てを支える環境づくり				2.1	
	1 地域全体による支援	(1) 地域全体で支える子育ての推進	2.3	<ul style="list-style-type: none"> ◇子ども食堂等関係団体連絡会設置事業(新規) ◇テクノプラザおかや20周年記念事業子どものためのものづくり体験 ◇平和体験研修事業(拡充) ◇環境教育コーディネーター事業(新規) ◇成長樹(期)子育て実践ポイント(改訂) 	
		(2) 子育ての仲間づくりと地域における協働	2.0		
		(3) 子ども・若者の安全確保	2.1		
		(4) 遊びや活動の場の充実	1.9		
		(5) 地域での体験・活動の推進	1.8		
		(6) 家庭や地域の教育力の向上	2.5		
	2 働く場や働き方への支援	(1) 仕事と子育てが両立できる環境づくり	1.8		
		(2) 働き方の見直しの推進	2.0		
		(3) 女性の活躍促進	2.5		
III さまざまな困難を抱える子ども・若者、家庭への支援				2.5	
	困難を抱える子ども・若者、家庭に対する支援【重点項目】		2.5	<ul style="list-style-type: none"> ◇発達支援施設整備事業(子ども発達支援センター事業)(新規) ◇医療的ケア児等コーディネーター配置事業(新規) ◇障がい者就労体験補助支援事業(新規) ◇女性のための相談(新規) 	
	(1) 児童虐待防止対策の推進	2.4			
	(2) 学校生活に関わる課題への支援	2.0			
	(3) ひとり親家庭等への支援	2.7			
	(4) 障がい者(児)等への支援の充実	2.7			
	(5) 社会的自立に向けた支援	2.5			
総体(評価点)				2.2	

5. 課題と方向性

市民意見の把握や岡谷市子ども・若者育成支援計画の検証から、次のような課題や方向性が見えてきました。令和7年度以降を見据えて本計画ではこれらを踏まえながら、国や県の動向を注視しつつ、こどもに係る施策展開に反映させていくこととします。

(1) さまざまな困難に直面する子ども・若者や家庭への支援の充実

児童虐待、こどもの貧困、ヤングケアラー、インターネット依存など、社会変化を反映した子ども・若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。こどもたちの権利がひとしく擁護され、困難な状況にあっても包括的な支援を受けながら、夢や希望を持って自立をめざすことができる社会づくりに一層取り組む必要があります。

(2) 進行する人口減少と少子化への対応

国全体で人口急減という課題に直面する中、本市においても、人口減少と少子化は深刻な状況にあり、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は、婚姻件数、出生数の減少に影響をもたらしました。また、超高齢社会を迎え、人口構造の急速な変化は地域やまち全体の活力の低下につながりかねません。

こうした状況を踏まえ、希望する若者が出会い、結婚、妊娠、出産を経て、安心して子育てができ、次代を担うこどもたちが健やかに幸せに成長できるまちづくりを推進する必要があります。

(3) ライフステージに合わせた切れ目のない支援の強化

出会いや結婚に始まり安心して出産することができ、健やかにこどもを育てられるよう、ライフステージに合わせて途切れることなく支援することが大切です。特に育児や発達に関する不安や負担感、孤立感に寄り添い、家庭やこどもの状況に応じたきめ細かなサービスを提供するなど、支援強化に取り組む必要があります。

(4) 多様なライフスタイルに対応する子育て支援サービスの提供

コロナ禍を経て、生活スタイルや働き方など多様性の時代を迎えています。また、共働き家庭、ひとり親家庭などさまざまな家庭状況に応じ、ニーズに即した支援が求められています。すべてのこどもが環境に左右されることなく健やかに成長することをめざし、さまざまな子育て支援サービスを提供する必要があります。

(5) 仕事と生活の調和のための支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）

働くことを希望する人がいきいきと仕事と生活を両立し、安心して出産や子育てができる社会が求められています。テレワークなど働き方の多様化や、育児休業制度の普及、保育環境の整備など、官民が連携してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、取組を拡大する必要があります。

(6) 地域社会全体で支える子育て支援の充実

地域において人と人のつながりが希薄となり、核家族化が進む中で子育て世帯の孤立化が課題となっています。こどもたちの健全な成長と自立に向け、社会全体で子育てを応援し、支援することが重要であり、家庭・学校・身近な地域・企業・行政などが相互に協力しながら、子育てしやすい環境づくりを推進する必要があります。

(7) 「こどもまんなか社会」の実現

国が示す「こども大綱」では、子どもや若者の視点に立って最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンとして「こどもまんなか社会」を位置付けています。大人が中心になって作ってきた社会から転換を図り、すべてのこどもが権利を保障されながら幸せに暮らすことができるよう、施策の総合的な推進に努める必要があります。



第 3 章

基本理念

1. 計画の基本理念

とも育ちを実践し、 輝く子どもをみんなで育てる “まゆっこのまち”

未来を担う子どもたちは、家族にとっても私たちの暮らす地域社会にとっても、大きな可能性を持つ、かけがえのない存在です。

第5次岡谷市総合計画では、将来都市像を『人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち 岡谷』とし、後期基本計画の重点プロジェクトの一つに『子育てしやすい環境の実現～とも育ちを実践し、輝く子どもをみんなで育てる～』を掲げ、市をあげて特に取り組む施策分野としています。また、「おかや子育て憲章」においても、子育てに市民総参加で取り組むことを宣言しています。

令和6（2024）年度に開設した岡谷市子ども家庭センター*「まゆっこベースおかや」では、相談支援体制のワンストップ化を図り、子どもや子育て世帯への切れ目のない支援に取り組んでいます。

「まゆっこ」とは、“おかや”の子どもへの愛着を込めて総称するものであり、このセンターを拠点にまゆの糸のように支援が途切れず、つながっていくという意味あいや、「子どもまんなか社会＝子どもをベースに」という願いが込められています。

これまで「子ども・若者育成支援計画」では、基本理念を『輝く子どもの育成～すべての子ども・若者が夢と希望を紡ぎ、健やかに成長できるまちを目指して～』とし、取組を推進してきました。

新たに「子ども計画」を策定するにあたり、「子ども大綱」の趣旨を反映させるとともに、第5次岡谷市総合計画後期基本計画との整合を図り、『とも育ちを実践し、輝く子どもをみんなで育てる “まゆっこのまち”』を基本理念として位置づけることとしました。

さまざまな人や資源が結びついてともに育ちあうまち、輝く子どもをみんなで育てるまちをめざして、3つの基本目標をかけた各種施策を展開します。

おかや子育て憲章（平成14年4月1日制定）

わたくしたち岡谷市民は、
 未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、
 子ども心の自立を支えるため、
 市民総参加による子育てのまちづくりを進めます。

わたくしたちは、
 明るく元気で健やかな子どもに育てます。
 命を大切にし、感謝の心と思いやりのある子どもに育てます。
 自ら求め、粘り強くやり抜く子どもに育てます。
 行動に責任を持ち、ひとり立ちのできる子どもに育てます。
 力を合わせて人のために尽くし、郷土を愛する子どもに育てます。

第3期岡谷市教育大綱（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

教育の理念

～自立し、共生し、創造性溢れる『岡谷のひと』づくり～

分野別スローガン

- 学校教育「生き抜く力と創造力、知的好奇心溢れる心豊かなひとづくり」
- 生涯学習「歴史と文化を礎に、自ら学び続け、地域で輝くひとづくり」
- スポーツ「親しみ、挑戦し続ける、たくましい心と体のひとづくり」

こども大綱（令和5（2023）年策定）

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

2. 基本目標

I すべてのこどもの権利を守り自分らしい育ちを支援する【重点項目】

こどもに関する相談窓口のワンストップ化を図り、母子保健、児童福祉、教育などの分野が手を携えて子育て支援の充実を図ります。

児童虐待やヤングケアラー、生活困窮など、さまざまな困難に直面することがあっても、すべての子ども・若者の権利が守られ、自分らしい生活を送ることができるよう、きめ細かな支援を実施します。また、発達に特性があるこどもが増加していることも踏まえ、障がいに応じた支援の充実を図り、成長を促します。

II ライフステージに応じた切れ目ない支援を強化する

若者が出会い、希望する年齢で結婚し、安心して子どもを産み育てられるよう、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て・教育の希望を叶えることができる施策を展開します。また、すべての子ども・若者が自己肯定感や自己有用感を育み、健やかに成長して幸せを実感できるよう、乳幼児期から青年期までライフステージに合わせた切れ目ない支援を推進します。

III 地域全体でこどもを育てる「こどもまんなか社会」を実現する

未来を担うこどもたちの育成は、社会全体の責務であるとの認識を強く持ち、こどもや子育て家庭を温かく見守り、手を携えて地域社会全体で支える「こどもまんなか社会」を実現します。また、働く場や働き方への支援に努め、男女の区別なく仕事や子育てに参画し活躍できるよう施策の充実を図ります。

施策の推進にあたっては、当事者である子ども・若者の意見を尊重します。

3. 本計画における重点項目

前計画では「困難を抱える子ども・若者、家庭に対する支援」を重点項目に位置づけ、取組を実践してきましたが、本計画ではこれを引き継ぎ、さらに「こども大綱」の方針を取り入れて、基本目標 I の主要施策「こどもの権利擁護と自分らしい成長への支援」を重点項目とします。

4. 計画の目標

市政運営に係る最上位の計画となる第5次岡谷市総合計画のほか、施策展開のための個別計画となる「健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」、「魅力と活力ある学校づくり推進プラン」、「子ども読書活動推進計画」などの計画において、こどもや子育て家庭に対する多くの成果指標（K P I）が設定されています。

このため、こどもの育成支援を総合的に推進する本計画では、独自の目標値等は定めず、基本理念の実現に向けた施策を推進するための計画とします。

5. 施策体系

基本理念	基本目標	主要施策	具体的施策	頁
とも育ちを実践し、輝く子どもをみんな育てる “まゆつこのまち”	Ⅰ すべての子どもの権利を守り、自分らしい育ちを支援する	こどもの権利擁護と自分らしい成長への支援 【重点項目】	(1) 相談体制・情報提供の充実	38
			(2) 経済的支援	39
			(3) 児童虐待防止対策等の推進	40
			(4) ひとり親家庭等への支援	41
			(5) 障がい児(者)等への支援の充実	41
			(6) 学校生活に関わる課題への支援	43
			(7) 社会的自立に向けた支援	44
	Ⅱ ライフステージに応じた切れ目ない支援を強化する	1 出会いや結婚に対する支援 2 妊娠・出産期における支援 3 乳幼児期における支援 4 学童期から思春期における支援 5 思春期から青年期における支援 6 健やかで豊かな成長のための支援	(1) 結婚の希望を叶える支援	46
			(2) 結婚新生活に対する支援	46
			(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援	48
			(2) 産後ケアの充実	49
			(1) 母子保健の充実	51
			(2) 子育て支援拠点の活用	53
			(3) 地域子ども・子育て支援サービスの充実	54
			(4) 幼児教育・保育サービスの充実	55
			(5) 幼保小の連携等	56
			(1) 未来を切り拓く確かな学力と成長の保障	59
			(2) 地域に根ざしたふるさと学習の推進	59
			(3) 安心して学べる教育環境の整備	59
			(4) 子どもの居場所づくりの推進	60
Ⅲ 地域全体で子どもを育てる「こどもまんなか社会」を実現する	1 働く場や働き方への支援 2 地域全体による子育て支援	(1) 心身の健康への支援	62	
		(2) 未来の大人・親の育成	62	
		(3) 義務教育後の学び・就労への支援	63	
		(4) 健全育成と社会参加の促進	64	
		(1) 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進	65	
		(2) 読書活動の推進	66	
		(3) 食育の推進	67	
		(4) 感染症対策の推進	67	
		(1) 仕事と子育ての調和の推進	70	
		(2) 働き方の見直しの推進	70	
		(3) 男女ともに活躍できる環境づくり	71	
		(1) 地域全体で支える子育ての推進	73	
		(2) 子育ての仲間づくりと地域における協働	74	
		(3) 子ども・若者の安全確保	74	
		(4) 遊びや活動の場の充実	75	
		(5) 地域での体験・活動の推進	76	
		(6) 家庭や地域の教育力の向上	77	

